

令和8年2月17日

〒100-7026 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー26階
株式会社IDOM 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7番34号
荘苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴社の「ガリバー保証特別規約」（以下「規約」といいます。）について、消費者保護の観点から検討させていただきました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し、不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討

の上、貴社の見解や対応につき、令和8年3月17日までに上記連絡先宛てに書面
でご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入
れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホー
ムページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添
えます。

敬具

(別紙)

申入れ事項

第1 規約第6条（車両内残置物の撤去）

1 問題のある条項の内容

甲は、車両内の残置物を全て撤去した後に第2条第1項又は第2項の引渡しを行なうものとし、甲は、乙に対し、残置物の滅失毀損を理由とする損害賠償請求その他一切の請求を行なわないものとする。

2 申入れの趣旨

規約6条を、消費者契約法8条1項1号及び3号に適合するように改めてください。

3 申入れの理由

本条項は、貴社に修理を依頼するに際しては、車両内を空にして引き渡すこととし、車両内に残っていたものが滅失毀損したとしても、貴社に対して損害賠償請求を行わない旨を定めています。

しかし、車両内に残っていたものの所有権は、あくまでも契約者にありますから、貴社が無断で処分したような場合には、損害賠償責任を負います。

本条項は、貴社の債務不履行又は債務の履行に際してされた不法行為により契約者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触し、無効です。

第2 規約第14条（保証契約の解除）

1 問題のある条項の内容

甲がガリバー保証を悪用したと乙が認めるときには、乙は、甲との間の本保

証契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲に対し、保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。

3 甲は本保証契約に定める場合を除き、保証期間開始後に本保証契約を解除することはできないものとする。

2 申入れの趣旨

(1) 規約14条1項について

規約14条1項を、削除するか、消費者契約法10条に適合するように改めてください。

(2) 規約14条2項について

規約14条2項を、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を返金するように規定を改めてください。

(3) 規約14条3項について

規約14条3項を削除してください。

3 申入れの理由

(1) 規約14条1項について

本条項は、契約者がガリバー保証を悪用したと貴社が認めるときには、貴社が契約を解除することができるものですが、「悪用した」という文言が漠然不明確であることに加えて、該当するかどうかの判断権を貴社が有しており、貴社のさじ加減で自由に解除できることになってしまいますから、民法の規定に比べて解除の要件を緩和するものになっています。

これは、消費者の立場からすると、不利になりますので、本条項は、民法に比して、消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に抵触し、無効です。

(2) 規約14条2項について

本条項は、貴社が、契約者がガリバー保証を悪用したと認めて、契約を解除した場合に、保険料の返還、その他一切の金銭の支払を行わない旨を定めています。これは、実質的に、解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金を定める条項と解されます。

ひとえに契約者がガリバー保証を悪用した場合と言っても、悪用の内容によっては、貴社にほとんど損害が生じない場合もあり得ますので、一律に保険料の返還、その他一切の金銭の支払を行わないこととすると、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超えることは明らかです。

平均的な損害の額を超える部分は、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効ですので、平均的な損害の額を超える部分については返金するように規定を改めてください。

(3) 規約14条3項について

本条項は、本保証契約に定める場合を除いては、契約者側からの解除を認めない旨を定めています。

これは、事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項に当たりますので、消費者契約法8条の2に抵触し、無効です。

以上